

カーネギー・メロン大学日本同窓会 会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と啓発を図り、世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会はカーネギー・メロン大学日本同窓会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は東京都内に置く。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と情報交換および啓発に関すること
- (2) その他、会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 会員は、次に掲げる者とする。

- (1) カーネギー・メロン大学に在籍し、修学、研究、業務従事などをした者
- (2) 所属機関等より研修、視察などの目的でカーネギー・メロン大学に派遣された者
- (3) 上記以外の者で役員会が適当と認めた者

(役員)

第6条

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 20名以内

(役員を選出)

第7条

- (1) 幹事は、総会において会員の中から選出する。
- (2) 会長は、幹事の互選により選出する。
- (3) 副会長および監事は会長が指名する。

(役員任期)

第8条

- (1) 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、会長が予め指摘した副会長が任務を代理する。
- (3) 監事は、本同窓会の会計を監査する。
- (4) 監事は会務を行う。

(名誉役員)

第10条

- (1) 本会に、名誉会長、名誉顧問、顧問等の名誉役員をおくことが出来る。
- (2) 名誉役員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は、原則として毎年1回、会長が召集し、次の事項を討議する。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 幹事の選出に関する事
- (3) その他必要事項

(役員会)

第12条

- (1) 役員会は必要により、随時開催する。
- (2) 役員会は、会長が主宰し、会長欠席のときは、会長が予め指名した副会長が主宰する。

(会計)

第13条 本会の会計は、会費および寄付金を持って充てる。

付則

この会則は、平成 22 年 10 月 24 日から施行する。

以上